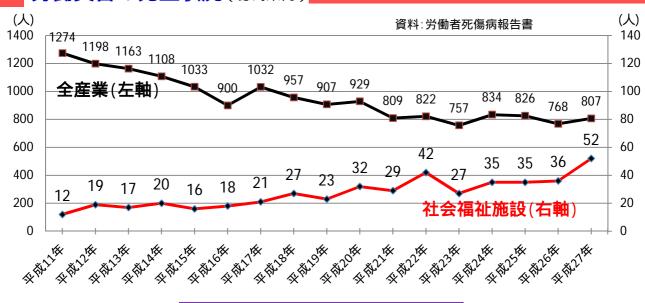
社会福祉・介護事業の 労働災害を防止しましょう!

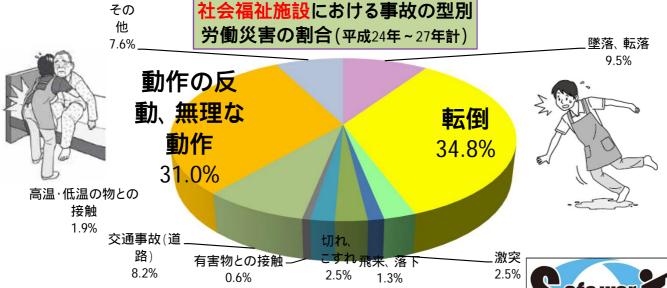
労働災害による死傷者数は、全産業では減少傾向にありますが、社会福祉施設(老人介護施設、保育施設、障害者施設等)における死傷者数は、増加傾向にあり、平成27年の被災者(休業4日以上)は、52人に上ります。

事故の型別(平成24年~27年計)では、「**転倒**」55人、「**動作の反動・無理な動作**」49人が多く、この二つで被災者の6割以上を占めています。特に転倒災害は、50歳以上に多く発生しています。

労働者が安心して働くことができるように、転倒災害防止対策、腰痛予防対策、メンタルヘルス対策について現場の実情を踏まえつつ充実させることが必要です。

労働災害の発生状況 (徳島県内)







徳島労働局・各労働基準監督署

Safe wor TOKUSHIMA (平成28年8月)

転倒災害防止対策

社会福祉・介護事業での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」 「見える化」といった対策と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振 り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。



KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険(K)・予知(Y)** のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「指さし呼称」で確認します。

うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を 事前に防ぎます。







「指さし呼称」 で確認

「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、危険を可視化して共有すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「ステッカー」 等を張り付けることで注意喚起します。

転倒、墜落・転落などのおそれがある箇所で、慎重に 行動することができます。





墜落, 転落危險!

安全推進者の配置

ここがポイント!!

安全活動の推進には「旗振り役」が不可欠です。 職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする安全推進者 (=安全の担当者)を配置しましょう。



転倒災害防止のポイント

床の水たまりや油、食べ物、氷は放置せず、その都度除去する

階段や段差のあるところには、滑り止め、滑り止めマット、手すりなどを設置する 通路、階段、出入口に**物を置かない**、また、滑りやすいスロープには防滑用塗料を塗る 床面、通路は、**くぼみ、段差が無く滑りにくい構造**とする

踏台、はしご、脚立は安定した場所で、正しい使用方法で用いる

確認してから次の動作に移る、走らないことを徹底する

居室のベッド周りは、整理整頓し、作業のしやすい環境とする

浴室の床は、**防滑性の高いシート**を貼ったり、**滑りにくい素材**とする

施設内で使用する履物は滑りにくいものとする

「転倒防止:コラム1正しい靴を選ぶポイント

サイズ 足に合ったサイズのものを使いましょう。

耐滑性 滑りやすい床には、滑りにくい靴底が有効です。

屈曲性 屈曲性が悪いと「すり足」になりやすく、つまずきの原因になります。

つま先部の高さ 高さが不足していると、つまずきの原因になります。

定期点検を実施しましょう!

例えば、靴底がすり減ることで耐滑性は損なわれ、 スリップしやすくなります。

定期的に、靴の屈曲性、靴底の減り具合等を確認し、 不具合があれば、靴の交換等して下さい。

(毎年1回程度の交換が望ましいと言われています。)新しい靴底







摩耗した靴底

腰痛予防対策

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月改訂) を示し、看護・介護作業における腰痛予防対策に重点的に取り組んでいます。 職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業 環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施す ることが重要です。

職場における腰痛の発生要因は多種多様です。

福祉用具(機器や道具)の要因【介護・看護職場】

重量物の持ち上げや運搬、不良な姿勢の持続や反復などに伴う動作の要因 腰部への振動、温度、転倒の原因となる床や階段の状態など環境の要因 年齢、性、体力、体格、疾病の有無など労働者の個人的要因 職場の対人ストレス等に代表される心理・社会的要因 要介護度など対象者に関する要因【介護・看護職場】



腰痛予防のための 労働衛生管理体制の整備 作業管理

作業方法、作業手順、体制など

作業環境管理

照明、床面、作業スペースなど

健康管理

腰痛健診、腰痛予防体操など

労働衛生教育

腰痛予防のための教育・指導

腰痛予防対策のポイント

施設長などのトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作る 対象者一人ひとりの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、 腰痛発生リスクを評価する

腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施する ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない 等

職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか、定期的に確認

腰痛予防のための健康管理、教育等を行う



見える化で作業の安全を!

「見える」安全活動のすすめ

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものが数多くあります。それらを可視化(見える化)することで、より効果的な安全活動を行うことができます。これを「見える」安全活動と言います。

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、 一般の職員も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。次頁以降に見える化 の具体的な取組法について、新たなツールも含め紹介しています。職場の危険を「見える 化」し、安全確保に努めましょう。

「見える」安全活動の事例

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を、視覚に訴えることで分かりやすく知らせることができ、また、一般の職員も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。以下に、「見える化」の事例を紹介しますので、参考として取り組みましょう。



階段に通行区分を明示するとともに、事故 が起こりやすい最後の3段にカウントダウン の表示をして、注意喚起を行っている。





階段と廊下の交差部にカーブミラーを設置して、

出会い頭の接触を防止している。

(出典:「安全の見える化」事例集」(大阪労働局))

メンタルヘルス対策

社会福祉・介護事業等における精神障害の労災請求件数(全国)は年々増加し、介護事業では、労働者の64.3%(出典:介護労働実態調査(平成27年度))が、職場での人間関係等の悩み、不安、不満等があると回答するなど、介護労働者は様々なストレスを抱えている状況にあります。心理的な負荷は腰痛の発症・悪化・遷延化(症状が改善せず長引くこと)に関与すると言われており、腰痛予防の観点からも、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。

また、メンタルヘルス対策に取り組むことは、人材確保のためにも重要です。

ストレスチェック制度について

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**です。

労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務(労働者が50人未満の事業場は努力義務)付けられています。